



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

# 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設に関する届出書の記載要領

制定 H29. 11. 21

川 崎 市

問い合わせ先

環境局環境対策部大気環境課・環境管理課

電 話 大気環境課 (044) 200-2517

環境管理課 (044) 200-2506

## 目 次

○ 届出及び報告に関する一般的事項及び水銀排出施設の種類	1
○ 水銀排出施設の種類、規模、排出基準（新規、既存別）	2
○ 水銀排出施設設置（使用、変更）届出書	3
○ 水銀排出施設の構造 別紙1	4
○ 水銀排出施設の使用の方法 別紙2	5
○ 水銀等の処理の方法 別紙3	6
○ 氏名等変更届出書	7
○ 使用廃止届出書	8
○ 承継届出書	9
○ 水銀濃度測定記録表	10
○ 排ガス中の水銀測定法（環境省告示第94号）	12

### 【届出及び報告に関する様式】

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書（様式第3の5）	(1)
水銀排出施設設置の構造（別紙1）	(1)
水銀排出施設設置の使用の方法（別紙2）	(2)
水銀等の処理の方法（別紙3）	(2)
付属別紙（別紙4）	(3)
氏名等変更届書（様式第4）	(4)
使用廃止届出書（様式第5）	(4)
承継届出書（様式第6）	(5)
水銀濃度測定記録表（様式第7の2）（第16条の12関係）	(5)

## 届出及び報告に関する一般的事項

### 1 届出及び報告の種類

水銀排出施設に係る届出及び報告の規定は、次のとおりです。

	届出及び報告を必要とする場合	届出及び報告の時期	様式
1	水銀排出施設を設置しようとするとき	実施の制限があるので、工事着手予定日の 60 日前に届出	水銀排出施設設置（使用、変更）届出書 【様式第 3 の 5】
2	法施行時に、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき	法施行日から 30 日以内に届出	
3	以下の変更をしようとするとき ① 水銀排出施設の構造 ② 水銀排出施設の使用方法 ③ 水銀等の処理方法	実施の制限があるので、工事着手予定日の 60 日前に届出	
4	届出をした者について、次の変更があったとき ① 届出者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ② 工場、事業場の名称又は所在地	変更後 30 日以内に届出	氏名等変更届出書 【様式第 4】
5	水銀排出施設の使用を廃止したとき	廃止後 30 日以内に届出	使用廃止届出書 【様式第 5】
6	水銀排出施設を譲り受け・借り受けたとき	承継後 30 日以内に届出	承継届出書 【様式第 6】

### 2 届出書及び報告書の提出先等

#### (1) 提出先

届出事項及び報告事項に関し、川崎市内の水銀排出施設に該当する事項がある場合、川崎市長に届出又は報告します。届出書及び報告書の提出先は、環境局環境対策部環境管理課になります。

#### (2) 提出部数

届出又は報告は、届出書又は報告書の正本にその写し 1 通を添えて提出します。

### 3 水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書

水銀排出施設の設置又は変更に関する届出を受理したときは、届出者に受理書を交付します。

## 水銀排出施設の種類

	大気汚染防止法の水銀排出施設	施設の規模・要件
一	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	・伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 50 L/時以上
二	小型石炭混焼ボイラー	
三	非鉄金属（銅・鉛・亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 一次施設	銅又は工業金 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： ● 原料処理能力 1t/時以上 金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： ● 火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ● 羽口面断面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ● 燃焼能力 50L/時以上 ● 変圧器定格容量 200kVA 以上
四		鉛又は亜鉛 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力 0.5t/時以上 ● 火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ● 羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 ● 燃焼能力 20L/時以上 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ● 燃焼能力 10L/時以上 ● 変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： ● 原料処理能力 0.5t/時以上
五	非鉄金属（銅・鉛・亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 二次施設	銅、鉛又は亜鉛
六		工業金
七	セメントの製造の用に供する焼成炉	・火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力 50 L/時以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上
八	廃棄物の焼却設備 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	・火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力 200kg/時以上
九	水銀含有汚泥等の焼却炉等	・水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。）※施設規模による掘切りはなし。

水銀排出施設の種類、規模、排出基準（新規、既存別）

	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
			新規 施設	既存 施設
一	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	○伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 ○燃焼能力 50L/時以上	8	10
二	小型石炭混焼ボイラー		10	15
三	非鉄金属（銅・鉛・亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 一次施設	銅又は工業金 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉／金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： ○ 原料処理能力 1t/時以上	15	30
四		鉛又は亜鉛 金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： ○ 火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ○ 羽口面断面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ○ 燃焼能力 50L/時以上 ○ 変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
五	非鉄金属（銅・鉛・亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 二次施設	銅、鉛又は亜鉛 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ○ 原料処理能力 0.5t/時以上 ○ 火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ○ 羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 ○ 燃焼能力 20L/時以上	100	400
六		工業金 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ○ 燃焼能力 10L/時以上 ○ 変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉： ○ 原料処理能力 0.5t/時以上	30	50
七	セメントの製造の用に供する焼成炉	○火格子面積 1m <sup>2</sup> 以上 ○燃焼能力 50L/時以上 ○変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80
八	廃棄物の焼却設備 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	○火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上 ○焼却能力 200kg/時以上	30	50
九	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。）※施設規模による裾切りはなし。	50	100

注1

注1

既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

注2

施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

注3

バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

注4

バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10万 L/時未満のもの

注5

注5

原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、 $140\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。

注6

水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

注7

水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

**水銀排出施設設置(使用、変更)届出書**

注8

平成〇〇年〇〇月〇〇日

川崎市長殿

住所 川崎市川崎区宮本町100  
環境保全株式会社緑工場  
氏名 取締役工場長 御興 一緒

印

注9

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

電話番号 044(□□□)〇〇〇〇

注8

設置・使用・変更届出の区分を明らかにします。

注9

届出者の印(職印)を押します。  
ただし、本人(法人にあってはその代表者)の自署により押印に代えることができます。(備考5のとおり。)

大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	環境保全株式会社緑工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	川崎市川崎区宮本町100	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類の種類	8 廃棄物焼却炉 (産業廃棄物)	※施設番号	注10
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

注10

水銀排出施設にあっては、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載します。(備考1のとおり。)

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
  - 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

### 水銀排出施設の構造

注11

工場又は事業場における施設番号	1号焼却炉	
名称及び型式	川崎社製 一括投入型 焼却炉KWS-190型	
設置年月日	平成29年 7月 1日	年 月 日
着手予定年月日	平成30年12月 1日	年 月 日
使用開始予定年月日	平成31年 2月 1日	年 月 日
規 模	伝熱面積(m <sup>2</sup> )	
	燃料の燃焼能力(重油換算ℓ/h)	
	原料の処理能力(t/h)	
	火格子面積又は羽口面断面積(m <sup>2</sup> )	4.15
	変圧器の定格容量(kVA)	
	焼却能力(kg/h)	1,000

注11

変更届出の場合は、左欄に変更前の内容、右欄に変更後の内容を対比させるよう記載し、欄外(上)にそれぞれ「変更前」、「変更後」と記載します。別紙2及び別紙3においても同様です。(様式第3の5の備考3のとおり。)

注12

記載する欄は、届出区分によって異なります。(備考1のとおり。)

- ① 設置年月日 使用・変更届出の場合に記載します。
  - ② 着手予定年月日 設置・変更届出の場合に記載します。
  - ③ 使用開始予定年月日 設置・変更届出の場合に記載します。
- また、着手予定年月日は、受理日(届出日)から60日を経過(実施制限期間)していなければなりません。

注13

規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表3の3の中段に規定する施設の規模に関する情報を記載します。(備考2のとおり。)  
また、規模の根拠を示す仕様書、設計計算書、図面等を添付します。(別紙4をご参照ください。)

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表3の3の中段に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

### 水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		1号焼却炉			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～18時		時～	時
	季節変動	なし		時間/回	回/日
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る)	種類	廃液、汚泥			
	使用割合	廃液 80%		汚泥 20%	
	原材料中の水銀等含有割合	廃液 0.01wt%以下		汚泥 0.01wt%以下	
	1日の使用量	廃液 800kg		汚泥 200kg	
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る)	種類				
	燃料中の水銀等の含有割合				
	通常の使用量				
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 5,000	通常 4,000	最大	通常
	乾き	最大 4,000	通常 3,000	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)		12.0			
水銀濃度 (μg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	0.003 (O <sub>2</sub> =12%)		最大	通常
	ガス状水銀	0.002 (O <sub>2</sub> =12%)			
	粒子状水銀	0.001 (O <sub>2</sub> =12%)			
参考事項					

注14

注14

季節変動の有無を記載します。季節変動がある場合は、その内容と理由を明示してください。

注15

注15

○水銀排出施設で使用する原材料及び燃料について、その種類ごとに記載します。水銀の含有割合（重量比(%)又は容量比(%)で表示する。）については、その根拠を明示してください。  
○廃棄物焼却炉にあつては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載してください。

注16

○この欄の記載にあつては、煙突出口(白煙防止等のための加熱エア吹込みがある場合は、吹込み前)でのデータを記載します。  
○燃焼計算等から算出した乾き排出ガス量を記載します。燃焼計算以外の算出方法としては、排気ファンの排気能力を用いる方法もあります。  
○水銀濃度については、乾きガス中の濃度とします。(備考1のとおり。)

また、酸素濃度による補正を行う水銀排出施設については、その酸素濃度と補正後の水銀濃度を記載してください。

注16

注17

水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法を記載してください。(備考3のとおり。)

備考 1 水銀濃度は、湿きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。  
2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。  
3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		発生ガス処理施設				
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		1号焼却炉				
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		川崎社製DC型サイクロン装置 川崎社製BF型バグフィルタ装置				
設置年月日		平成29年 7月 1日		年	日	
着手予定年月日		平成30年12月 1日		年	日	
使用開始予定年月日		平成31年 2月 1日		年	月 日	
処理能力	排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 5,000	通常 4,000	最大	通常
		渴き	最大 4,000	通常 3,000	最大	通常
	排出ガス温度(°C)	処理前	280			
		処理後	150			
	排出ガス中の酸素濃度(%)		12.0			
	水銀濃度(µg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	0.006 (O <sub>2</sub> =12%)		}
			処理後	0.003 (O <sub>2</sub> =12%)		
		ガス状水銀	処理前	0.004 (O <sub>2</sub> =12%)		
			処理後	0.002 (O <sub>2</sub> =12%)		
	粒子状水銀	処理前	0.002 (O <sub>2</sub> =12%)			
処理後		0.001 (O <sub>2</sub> =12%)				
捕集効率(%)	全水銀	50		}		
	ガス状水銀	50				
	粒子状水銀	50				
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時~18時		時~	時	
	季節変動	なし		時間/回	回/日 日/月	

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

**注18** 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載してください。水銀排出施設から発生するガスが排出口から排出されるまでの間に経る発生ガスの処理施設の種類・型式を順に記載します。また、処理系統図、構造図等を添付します。（備考4及び別紙4のとおり。）

**注19** 記載する欄は、届出区分によって異なります。（備考2のとおり。）

① 設置年月日 使用・変更届出の場合に記載します。

② 着手予定年月日 設置・変更届出の場合に記載します。

③ 使用開始予定年月日 設置・変更届出の場合に記載します。

また、着手予定年月日は、受理日(届出日)から60日を経過(実施制限期間)していなければなりません。

**注20** 水銀濃度は、乾きガス中の濃度および酸素濃度を記入してください。（備考3のとおり。）また、酸素濃度による補正を行う水銀排出施設については、その酸素濃度と補正後の水銀濃度を記載してください。

※処理施設がない場合は処理後にのみ排出口における水銀濃度を記入してください

**注21** 発生ガスの処理施設の水銀の除去率を記載するとともに、その根拠資料を添付してください。（別紙4のとおり。）



氏名等変更届出書

川崎市長 殿

郵便番号 210-0000  
 住所 川崎市川崎区宮本町100  
 氏名 環境保全株式会社緑工場  
 取締役工場長 神輿 一緒  
{氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名}  
 電話番号 044(□□□)0000

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

〔大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)  
 騒音規制法第10条 振動規制法第10条 水質汚濁防止法第10条 ダイオキシン類対策特別措置法第18条〕の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	取締役工場長 神輿 緑	※ 整理番号	
	変更後	取締役工場長 神輿 一緒	※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日	平成 30年 12 月 1 日		※ 施設番号	
変更の理由	人事異動		※ 備考	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 該当する法律ごとに届出書を提出すること。

工場又は事業場の名称	環境保全株式会社緑工場
所在地	川崎市川崎区宮本町100

連絡先	担当部署 環境保全課	担当者氏名 青空 一朗	電話番号 044(□□□)0000
-----	---------------	----------------	----------------------

注22

年 月 日

注23

印

注24

注22

氏名等変更届出書は、変更後30日以内に届出をします。

注23

届出者の印(職印)を押します。

ただし、本人(法人にあってはその代表者)の自署により押印に代えることができます。(備考3のとおり。)

注24

氏名等変更届出での区分を明らかにします。

注25

届出の内容を確認することができるご担当者、電話番号等の連絡先をご記入ください。

使用廃止届出書

川崎市長殿

郵便番号 210-0000  
 住所 川崎市川崎区宮本町100  
 氏名 環境保全株式会社緑工場  
 取締役工場長 神輿 一緒

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕  
 電話番号 044(□□□)0000

平成〇〇年□□月☆日

注26

注27

注26

使用廃止届出書は、廃止後30日以内に届出をします。

注27

届出者の印(職印)を押します。  
 ただし、本人(法人にあってはその代表者)の自署により押印に代えることができます。(備考3のとおり。)

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、~~一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、~~水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	ばい煙発生施設 (水銀排出施設)	※整理番号	
工場又は事業場の名称	環境保全株式会社緑工場	※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の所在地	川崎市川崎区宮本町100	※施設番号		
施設の種類	13 廃棄物焼却炉 (8 廃棄物焼却炉)			注28
施設の設置場所	別紙1のとおり			注29
使用廃止の年月日	平成30年12月1日	※備考		
使用廃止の理由	老朽化のため			

注28

ばい煙発生施設にあっては、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載し、水銀排出施設にあっては、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる号番号及び名称を記載します。

注29

廃止した水銀排出施設の設置場所を平面図に明記し、左記の資料に対応するよう番号を付けて添付してください。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。  
 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

承継届出書

年 月 日

注30

注30

承継届出書は、承継後30日以内に届出をします。

川崎市長 殿

郵便番号 210-0000  
 住所 川崎市川崎区宮本町100  
 氏名 環境保全株式会社緑工場  
 取締役工場長 神輿 一 緒  
(氏名又は名称及び住所並びに法人に  
 あつてはその代表者の氏名)  
 電話番号 044(□□□)0000

注31

注31

届出者の印(職印)を押します。

ただし、本人(法人にあつてはその代表者)の自署により押印に代えることができ  
 ます。(備考3のとおり。)

印

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、  
 水銀排出施設、  
 特定施設)に係る届出者の地位を継承したので、  
 大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31  
 第2項において準用する場合を含む。)  
 騒音規制法第11条第3項 振動規制法第11条第3項 水質汚濁防止法第11条第3項  
 ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定により、次のとおり  
 届け出ます。

工場又は事業場の名称	環境保全株式会社 緑工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	川崎市川崎区宮本町100	※ 受理年月日	年 月 日
施設の種類	13 廃棄物焼却炉 (8 廃棄物焼却炉)	※ 施設番号	
施設の設置場所	別紙1のとおり		
承継の年月日	平成30年12月 1日		
被承継者	氏名又は名称	環境大気株式会社 川崎工場	※ 備考
	住所	川崎市川崎区宮本町777	
承継の原因	合併		

注32

注32

ばい煙発生施設にあつては、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載し、水銀排出施設にあつては、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる号番号及び名称を記載します。

注33

注33

承継した水銀排出施設の設置場所を平面図に明記し、左記の資料に対応するよう番号を付けて添付してください。

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第7の2（第16条の12関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種別及び工場又は事業場における施設番号統合

測定者の氏名 環境保全株式会社緑工場  
測定箇所 NO. 1 焼却炉 煙突

注34

注35

注36

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備考
全	水銀	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	1.4	平成30年4月1日 13:00～14:40	注37
ガ ス 状 水 銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	1.5	平成30年4月1日 13:00～14:40	
	C	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	1.3	平成30年4月1日 13:00～14:40	注39
	酸素濃度	(%)	10.0	平成30年4月1日 13:00～14:40	注38
粒 子 状 水 銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	0.2	平成30年4月1日 13:00～14:40	
	C	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	0.1	平成30年4月1日 13:00～14:40	
	酸素濃度	(%)	10.0	平成30年4月1日 13:00～14:40	

- 備考
- Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
  - ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
  - 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
  - ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

注34

濃度の表示における数値の取扱いは、特に指定がない場合には、(ア)、(イ)によってください。

(ア) 濃度については、ガス状水銀及び粒子状水銀それぞれについて、有効数字2桁として3桁目以降を切り捨て、検出下限未満の場合には、検出下限未満であったことを表示します。ただし、表示する桁は、試料ガスにおける検出下限の桁までとし、それより下の桁は表示しません。

(イ) 定量下限以上の数値はそのまま表示し、検出下限以上で定量下限未満の場合は、定量下限以上の値と同等の精度が保証できない数値であることが分かるような表示方法（例えば括弧付にするなど）で記載してください。

注35

Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載してください。

注36

別表第3の3 抜粋

熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあっては次の式により算出してください。（1ページ「水銀排出施設の種別」参照）

$$C = C_s$$

その他の施設にあっては次の式により算出してください。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C：水銀等の量（単位： $\mu\text{g}$ ）

O<sub>n</sub>：一、二の項：6、七の項：10、八、九の項：12

O<sub>s</sub>：排出ガス中の酸素濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする）（単位：百分率）

C<sub>s</sub>：環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が0℃であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m<sup>3</sup>中の量に換算したもの（単位： $\mu\text{g}$ ）

**注37**

ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、以下の点に留意し合計した値を全水銀の欄に記載してください。

- ①両方が定量下限以上の場合は、それぞれを合算。
- ②両方が検出下限以上で定量下限未満の場合は、それぞれを合算し、定量下限以上の値と同等の精度が保証できない数値であることが分かるような方法（例えば括弧付にするなど）で表示。
- ③一方が定量下限以上で、他方が検出下限以上定量下限未満の場合は、大きい方の数字の表示方法に従う。すなわち、定量下限値以上の数値が検出下限以上定量下限未満の数値より小さい場合は、合算した数値をカッコ付きなどの方法で表示。
- ④両方が検出下限未満のものは、検出下限未満であったことが分かるように表示。
- ⑤一方が、検出下限未満の場合は、その値を0（ゼロ）として合算して、検出下限以上であった数字の表示方法に従う。

**注38**

酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載してください。

**注39**

ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間としてください。

排出ガス中の水銀測定法（環境省告示第94号）<http://www.env.go.jp/air/suigin/kokuji.pdf>  
大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について（環水大発第1609264号）

#### 測定対象・方式

○全水銀（ガス状水銀＋粒子状水銀）を対象として、バッチ測定で行います。

#### 試料採取・分析方法

○ガス状水銀（湿式吸収－還元気化原子吸光分析法）

JIS K 0222（排ガス中の水銀分析方法）を基本とし、排出ガス吸引量を100L程度に、SO<sub>2</sub>濃度の高い排出ガスや有機物の多い排出ガスは、硝酸（5%）過酸化水素水（10%）混合溶液等による洗浄に変更します。

○粒子状水銀（湿式酸分解法 還元気化－原子吸光法又は加熱気化原子吸光法）

JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に準拠して、1,000L程度以上採取します。

#### 測定頻度

○排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/時以上の施設：4か月を超えない作業期間ごとに1回以上

○排出ガス量が4万Nm<sup>3</sup>/時未満の施設：6か月を超えない作業期間ごとに1回以上

○専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉：年1回以上

#### 測定結果の確認方法

○測定結果は平常時における平均的な排出状況を捉えたものか適切に確認する必要があります。

##### <排出基準を上回る濃度が検出された場合>

水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定（試料採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価します。

※再測定は、初回の測定結果が排出基準の1.5倍を超過していたときは、初回測定結果が得られた後から30日以内、それ以外の場合は60日以内実施して結果を得てください。

※測定結果は全て記録・保管しておいてください（再測定を実施した場合は、最大値及び最小値も含む）。

※再測定後の評価でも排出基準値を上回る場合は、関係自治体に連絡するとともに、原因究明を行い、再発防止措置をとってください。

#### 粒子状水銀の取扱いについて

粒子状水銀の質量比が測定結果の誤差の範囲に収まることが確認できた場合に限り、粒子状水銀の測定を省略し、ガス状水銀の濃度が新省令別表第3の3に規定する排出基準を満たすことをもって、当該施設の基準を満たしているものとみなします。

粒子状水銀の質量比が測定結果の誤差の範囲に収まることの具体的な確認方法としては、連続する3年の間継続して、以下いずれかの条件を満たすことを確認します。

（告示で定める測定法により測定することとし、定期測定で求められる測定回数以上の測定が行われている場合に限り。）

- ①粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること（定量下限は、告示に示す方法により求める。）
- ②測定結果の年平均が50μg/Nm<sup>3</sup>未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であること
- ③測定結果の年平均が50μg/Nm<sup>3</sup>以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5μg/Nm<sup>3</sup>未満であること

注1)「年平均」とは、連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値とします。  
注2) 連続する3年の期間の途中で、構造等の変更の届出が必要となる水銀排出施設若しくは水銀等の処理施設（排出ガス処理設備）に変更があった場合又は水銀排出施設への投入物に大幅な変更があった場合には、①～③いずれかの条件を満たしていたとしても「連続する3年の間継続して」とは認められません。そのため、変更後の稼働状況の下で再度、連続する3年の間継続して①～③のいずれかの条件を満たすことを確認します。

○再測定を行った場合には、再測定を行うこととなった際の定期測定の結果ではなく、当該再測定の結果（再測定を行うこととなった際の定期測定の結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値）を用いて、年平均を算出します。また、上記いずれかの条件を満たし、粒子状水銀の測定を省略することが可能となった施設であっても、全水銀の濃度を最後に測定したときから3年を超えない期間に1回以上の頻度でガス状水銀及び粒子状水銀の濃度をそれぞれ測定することにより、上記①～③のいずれかの条件を満たす排出状況が継続していることを確認します。

○測定の結果、条件を満たさない排出状況であることが確認された場合には、粒子状水銀の測定の省略及びガス状水銀の濃度を全水銀の濃度とみなす措置は解除することになります。  
測定の結果、引き続き条件を満たす排出状況であることが確認できた場合でも、その時点から3年を超えない期間に1回以上の頻度でガス状水銀及び粒子状水銀の濃度をそれぞれ測定してください。

### 水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

川崎市長殿

住所

氏名

{ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 }

電話番号

大気汚染防止法第18条の23第1項（第18条の24第1項、第18条の25第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
- 6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

### 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規模	伝熱面積(m <sup>2</sup> )	
	燃料の燃焼能力(重油換算ℓ/h)	
	原料の処理能力(t/h)	
	火格子面積又は羽口面断面積(m <sup>2</sup> )	
	変圧器の定格容量(kVA)	
	焼却能力(kg/h)	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動				
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る)	種類				
	使用割合				
	原材料中の水銀等含有割合				
	1日の使用量				
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る)	種類				
	燃料中の水銀等の含有割合				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度(%)					
水銀濃度 (μg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀				
	ガス状水銀				
	粒子状水銀				
参考事項					

備考 1 水銀濃度は、湿りガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。  
 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。  
 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号						
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号						
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式						
設置年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
処理能力	排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
		渴き	最大	通常	最大	通常
	排出ガス温度(℃)	処理前				
		処理後				
	排出ガス中の酸素濃度(%)					
	水銀濃度 (μg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	処理前			
			処理後			
		ガス状水銀	処理前			
			処理後			
	粒子状水銀	処理前				
処理後						
捕集効率(%)	全水銀					
	ガス状水銀					
	粒子状水銀					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動					

備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設(集じん機等)について、記載すること。  
 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。  
 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。  
 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。



別紙4（水銀排出施設設置届出書用）

添 付 書 類

- 1 水銀の発生、水銀の処理及び水銀の排出に係る系統の概要図  
(別添 のとおり)
- 2 水銀排出施設の構造概要図及び規模を示す書類  
(別添 のとおり)
- 3 使用燃料及び使用原材料の成分表  
(別添 のとおり)
- 4 ばい煙量等排出ガスの設計計算書  
(別添 のとおり)
- 5 水銀処理施設の構造概要図及び処理能力を示す書類  
(別添 のとおり)
- 6 大気中に水銀を排出する排出口等の構造概要図  
(別添 のとおり)
- 7 水銀濃度の根拠を示す書類  
(別添 のとおり)
- 8 その他  
(別添 のとおり)

9 連絡先

担 当 者 部 署	(TEL :                      FAX :                      )
担当者職・氏名	

※ 別紙4（水銀排出施設設置届出書用）の1から6は、ばい煙発生施設設置届出書別紙4の4から9と同様のものを添付してください。

別紙4（水銀排出施設使用届出書用）

添 付 書 類

- 1 水銀濃度の根拠を示す書類  
(別添 のとおり)
- 2 その他  
(別添 のとおり)

3 連絡先

担 当 者 部 署	(TEL :                      FAX :                      )
担当者職・氏名	

氏名等変更届出書

年 月 日

川崎市長殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

Ⓜ

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

〔大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)  
騒音規制法第10条 振動規制法第10条  
水質汚濁防止法第10条 ダイオキシン類対策特別措置法第18条〕の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	※ 整理番号	
	変更後	※ 受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	※ 施設番号	
変更の理由		※ 備考	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 該当する法律ごとに届出書を提出すること。

工場又は事業場の名称	
所在地	

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号
-----	------	-------	------

使用廃止届出書

年 月 日

川崎市長殿

郵便番号  
住 所  
氏 名

電話番号

Ⓜ

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名〕

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種別		※備考	
施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

承継届出書

年 月 日

川崎市長殿

郵便番号

住所

氏名

電話番号

{氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名}

印

{ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)特定施設} に係る届出者の地位を継承したので、

{大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)騒音規制法第11条第3項 振動規制法第11条第3項 水質汚濁防止法第11条第3項 ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項} の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
施設の種類		※ 施設番号	
施設の設置場所		※ 備考	
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称 住所		
承継の原因			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
測定者の氏名

測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備考
全水銀		( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )			
ガス状水銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )			
	C	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )			
	酸素濃度	(%)			
粒子状水銀	Cs	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )			
	C	( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )			
	酸素濃度	(%)			

- 備考
- Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
  - ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
  - 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
  - ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。